解散公告

当社は、平成三十年四月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

愛媛県東温市北野田六三二番地一

株式会社四国トラップ

代表清算人　松田　武士

解散公告

当社は、平成三十年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

高知県香美市土佐山田町上改田一一三番地一

高知県金物株式会社

代表清算人　十河　正雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

福岡市博多区博多駅前一丁目一五番二〇号

株式会社オフィスＨＩＲＯ

代表清算人　久保　勝博

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

長崎県東彼杵郡波佐見町永尾郷五九番地

有限会社陶栄製陶所

清算人　池上美和子

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成三十年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

大分県宇佐市院内町下恵良七九三番地の一

ＵＴＫ環境テクノロジー株式会社

代表清算人　増田　謙一

解散公告

当組合は、平成三十年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

鹿児島県霧島市隼人町小田六三〇番地

霧島杉乾燥材供給事業協同組合

代表清算人　米田　裕一

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年一月十八日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

岩手県北上市中野町二丁目二八番二二号

医療法人社団山岡胃腸科内科医院

清算人　山岡　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十一月二十四日開催の評議員会及び同年十一月二十八日開催の理事会の議決により、平成三十年四月一日石川県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

石川県小松市四丁町ヌ一番地三

学校法人小松短期大学

清算人　米谷　恒洋

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月二十八日世田谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

東京都世田谷区池尻三丁目二一番一六号

池尻団地マンション建替組合

代表清算人　星野　則之

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成三十年三月十六日大阪府知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十九日

大阪府堺市中区深井中町一四五四番一

堺市深井土地改良区

代表清算人　中尾　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市瀬田来町一二二番地、最後の住所北海道岩見沢市日の出町六〇四番地一

岩見沢清丘園　被相続人　亡　花田　勇治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十九日

札幌市厚別区厚別南一丁目八番一―八〇二号

相続財産管理人　金山　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県和賀郡東和町北成島一区一七二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川村　正康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十九日

岩手県北上市本通り四丁目八番二八号伊藤ビジネスハイツＧ一

相続財産管理人　司法書士　石川　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県多賀城市山王字東町浦五二番地一、最後の住所宮城県塩竈市白菊町一〇番四二号　被相続人　亡　後藤　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十九日

宮城県仙台市青葉区二日町七番三二号勾当台ハイツ二一五

相続財産管理人　司法書士　武野　亮一

第81期決算公告

平成30年4月19日　名古屋市中区栄一丁目2番46号

中京海運株式会社

代表取締役　坂野　勝彦

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,261,615	流動負債	499,429
固定資産	607,513	固定負債	187,750
有形固定資産	356,824	**負債合計**	**687,179**
無形固定資産	9,398	株主資本	1,181,949
投資その他の資産	241,291	資本金	130,000
		資本剰余金	1,057
		資本準備金	1,057
		利益剰余金	1,050,892
		利益準備金	32,500
		その他利益剰余金	1,018,392
		（うち当期純利益）	（11,210）
		純資産合計	**1,181,949**
資産合計	1,869,129	**負債・純資産合計**	1,869,129